

窒素・燐の暫定排水基準見直し(案)に対する意見の募集



環境省は、閉鎖性海域に係る窒素・燐の暫定排水基準の見直し(案)を公表し、平成20年7月22日～8月21日(必着)の期間で、意見の募集(パブリックコメント)を行うと発表しました。

水質汚濁防止法に基づく閉鎖性海域に係る窒素・燐の排水基準については、一般排水基準を達成することが著しく困難と認められる一定の業種に対しては暫定排水基準が設定されています。しかし、現行の暫定排水基準が適用期限(平成20年9月30日)を迎えるにあたり、これらの業種の排水の処理状況を確認した結果、天然ガス鉱業・畜産農業など一部の業種については、現時点においてなお、直ちに一般排水基準を達成することが困難な状況にあります。これらの業種に関する暫定排水基準を見直し、現時点において達成可能な濃度レベルにまで排水基準値を強化するなど、新たな暫定排水基準を平成25年9月30日を適用期限として設定する予定です。

今後、パブリックコメントの実施後、改正省令の公布を行う予定です。

当社では、総量規制項目など長年の実績があり、多検体・短納期分析を行っております。お気軽にお問い合わせください。

資料 2008年7月22日付 環境省報道発表資料
EIC ネット

水質分析箇所 平出優香